

平成 17 年 9 月 26 日

各 位

株式会社 東京三菱銀行

業務改善計画の提出について

当行は、平成 17 年 8 月 26 日付業務改善命令に基づき、本日、金融庁に業務改善計画を提出致しました。

今回の派遣社員による不祥事件の発生およびそれに伴う業務改善命令を受けたことは、金融機関として、お客さまおよび株主・投資家の皆さま方の信頼を損ねるものであり、皆さま方に大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

当行は、今般の不祥事件の発生と業務改善命令を重く受け止め深く反省し、今後は、業務改善計画を着実に実施し、内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、不祥事件の再発防止に努めてまいります。

なお、業務改善計画の要旨は下記の通りです。

記

1. 法令等遵守（コンプライアンス）に取り組む経営姿勢の明確化

経営陣が率先垂範して不祥事件の再発防止策、内部監査の実効性向上策を実施することを通じて内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、法令等遵守態勢の強化に真摯に取り組んでまいります。

業務改善計画の進捗・実施状況等につきましては、適宜、経営会議・取締役会に対して報告いたします。さらに、コンプライアンス委員会および外部専門家で構成する業務監査委員会に対しても報告し、フォローアップする態勢といたします。

2. 抜本的な不祥事件再発防止策の策定による全行的な法令等遵守態勢の確立（営業店における日常的な相互牽制機能および子会社等の管理態勢の強化を含む）

不祥事件の再発防止策につきましては、人事管理・労務管理面、事務面、営業店における内部管理面、人材派遣子会社の管理面から多面的に講じてまいります。

今回問題となりました派遣社員等の人事管理・労務管理面については、平成 17 年 6 月 10 日付でスタッフ人事室を設立し、本部で一元管理する体制といたしました。

また、長期間、同一業務に従事する派遣社員に対しては行員と同じように、職場異動、担当変更、担当するお客さまの変更などを定期的に行うことが徹底されるよう、適正な人事ローテーション管理を実施してまいります。

事務面については、異例事務の運用厳正化を図り、一部手続の廃止や受付時の担当者単独取り扱いの禁止などにより異例事務手続の見直し、牽制の強化を実施し、営業店事務の厳正化を図ります。

営業店における内部管理についても、派遣社員か行員かにかかわらず、外訪業務に従事する者に対しては一層の活動管理強化を行うとともに、営業店の管理者に対しても教育・指導を徹底し、管理職の不正リスクに対する察知感度をさらに高めてまいります。

人材派遣子会社については、17 年 10 月を実施時期として、スタッフ管理部、内部監査室、コンプライアンス統括室を設置するとともに、当行と連携して、派遣社員等の長期同一業務従事者の管理運用ルールを強化改定するなどにより、こちらも内部管理態勢を強化してまいります。

3. 内部監査機能の実効性確保

内部監査体制についても、監査プログラムの見直しにより、派遣社員か行員かにかかわらず、適切な業務運営がなされるようモニタリングを強化いたします。

また、外部環境・内部環境の変化を踏まえて監査プログラムを不断に見直すという認識の下、今回の不祥事件を機に導入された新しい手続やルールの遵守状況や内部管理態勢の有効性、実効性を監査していただくだけではなく、営業店を管理する関係部室との連携を密にして業務・職務内容の変化やリスクの所在を的確に把握し、監査プログラムの内容に反映してまいります。

以 上